

公開シンポジウム開催案内

これからの法学教育

法学分野の[参照基準]を考える

日本学術会議では、大学教育の質保証のために各専門分野での参照基準の作成作業を行っていますが、法学分野では現在、その最終段階にさしかかっています。そこで、広く大学における法学教育に携わっている方々や学部法学教育にご関心のある方々のご意見を伺い、それを参照基準案に反映させるために、以下の通り、公開シンポジウムを開催いたします。

事前申込不要
先着**300名**
(参加費無料)

2012年7月21日(土) ①13:00~17:00 @日本学術会議講堂

参加費無料。事前申込不要。当日会場に直接お越しください。会場の都合で先着300人とさせていただきます。日本学術会議事務局 03-3403-1091(井澤・藤本)

- 13:00~13:05 □ 開会挨拶 / 池田眞朗(日本学術会議会員、法学委員会委員長、法学分野の参照基準検討分科会委員、慶應義塾大学教授)
- 13:05~13:25 □ 第1部:報告及びコメント
「大学教育の分野別参照基準案の作成について」 広田照幸(日本学術会議連携会員、大学教育の分野別質保証推進委員会委員、日本大学教授)
- 13:25~13:45 ● 報告1「法学分野の参照基準案作成の基本的立場」 河野正憲(日本学術会議会員、法学分野の参照基準検討分科会委員長、福岡大学教授)
- 13:45~14:05 ● 報告2「法学分野の参照基準案について」 河合幹雄(日本学術会議特任連携会員、法学分野の参照基準検討分科会幹事、桐蔭横浜大学教授)
- 14:05~14:50 コメント / 小幡純子(日本学術会議会員、法学委員会副委員長、上智大学教授) 松本恒雄(日本学術会議連携会員、一橋大学教授) 内藤光博(専修大学教授)
- 14:50~15:00 □ 休 暇
- 15:00~16:55 □ 第2部:パネル・ディスカッション
- 16:55~17:00 □ 開会挨拶 / 浅倉むつ子
- 17:00 □ 閉 会
- 総会司会 □ 井上 達夫(東京大学教授) 日本学術会議会員 法学分野の参照基準検討分科会副委員長
□ 浅倉むつ子(早稲田大学教授) 日本学術会議会員 法学分野の参照基準検討分科会幹事

主 催 / 日本学術会議大学教育の分野別質保証推進委員会・法学分野の参照基準検討分科会 日本学術会議法学委員会

日本学術会議 〒106-8555 東京都港区六本木7-22-34 東京メトロ千代田線「乃木坂」駅5出口 <http://www.scj.go.jp/ja/other/info.html>

大学教育の分野別参照基準案の作成について

広田照幸

(大学教育の分野別質保証推進委員会委員・日本大学)

公開シンポジウム「これからの法学教育——法学分野の[参照基準]を考える——」
(2012年7月21日、日本学術会議講堂)

参照基準作成の経緯1 大学教育の「質」をとりまく文脈

社会の大きな変化の中の大学教育

- (1) グローバル化: 学位の水準の国際的保証
- (2) ユニバーサル化: 「大学」に値する教育
- (3) 社会からのまなざし: サービスの質へ

→どの大学も真剣に取り組むべき課題に

参照基準作成の経緯3 日本学術会議について

- わが国の科学者の内外に対する代表機関
(日本学術会議法第2条)
- 日本学術会議は、(政府から)独立して・職務を行う(日本学術会議法第3条)
- 人文・社会科学と自然科学の全分野を包摂する組織構造: 3つの部と30の分野別委員会で構成

参照基準作成の経緯5 現在の進行状況

- 法学 もうすぐ最終案
→本日のシンポのご意見を反映して素案を確定
- 言語・文学 もうすぐ最終案
- 経営学 もうすぐ最終案
- 現在作成中の分野
生命科学系: 生物学・家政学
理工工学系: 機械工学・数理学
- 今後さらに約30分野をめどに、複数の分野で作成していく

報告の概要

□大学教育の分野別参照基準を作成することになった経緯

□分野別参照基準のねらいと特徴

参照基準作成の経緯2 課題は中教審から学術会議へ

平成20年12月 中央教育審議会答申
「学士課程教育の構築に向けて」

- 日本の学士が、いかなる能力を証明するものであるのか
(各大学が掲げる教育研究上の目的は建学の精神は総じて抽象的)
→ 「学士力」の提案
知識・理解、汎用的技能、態度・志向性、統合的な学習経験と創造的思考力
※ 「学士力」が求める普遍的な能力を、分野の教育を通じてどう培うのか?
- 学士課程、あるいは各分野の教育における最低限の共通性があるべき ではないかという課題は必ずしも重視されなかった
※ それぞれの分野が共有すべき固有の特性を適切に踏まえた教育とは?
→ 日本学術会議に対して、大学教育の分野別質保証の在り方に関する審議を依頼

参照基準作成の経緯4 学術会議から文科省への「回答」の三部構成

- 第一部 どういう枠組みで質保証を行うのか?
→ 質保証枠組み検討分科会
分野別に教育課程構成上の参照基準を策定することを通じて各大学の自主的な教育改善を支援
- 第二部 一方で教養教育・共通教育との関係をどう考えるのか?
→ 教養教育・共通教育検討分科会
分野の壁を越えた協働を可能にする市民性の涵養
- 第三部 教育の質の保証を図る努力をしても、現実の「就活」においては大学と職業とが接続していない(特に文系)
→ 大学と職業との接続検討分科会
専門的な知識・技能が尊重される社会の構築

分野別参照基準のねらいと特徴1 参照基準の具体的な内容

1. 当該分野の定義
2. 各分野の特性(世界の認識の仕方・世界への関与の仕方)
3. すべての学生が身に付けることを目指すべき「基本的な素養」
 - ・ 基本的な知識と理解: ~を説明できること
 - ・ 分野に固有の能力: 分野に固有の知識や理解を活用して~できる能力
 - ・ ジェネリックスキル: 分野に固有の知的訓練を通じて獲得されるが、分野固有の知識や理解に依存せず、汎用的な有用性を持つ~できる能力→ これを参照して各大学は独自の具体的な学習目標を同定
4. 学習方法・学習成果の評価方法の基本的な考え方
※ 知識と理解を活用して「~できる」ようになるための学習方法の重要性
5. 市民性の涵養をめぐる専門教育と教養養育との関わり
6. 当該分野の特記事項

分野別参照基準のねらいと特徴2 分野別参照基準が持つ意味

□これまで提供される教育の中身を基礎づけるものがなかった。

- ・めいめいが思い思いの「〇〇学の教育」像
- ・学生に何が学ばれるのか、の視点が欠如
- ・理念や体系的でないカリキュラム

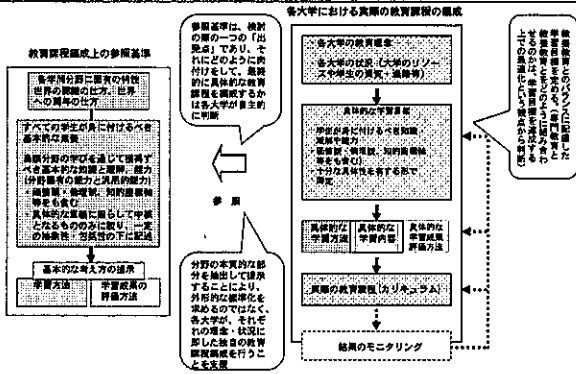
→しっかりとした理念や哲学をもち、アウトカム像を明確にしたカリキュラム編成へ

分野別参照基準のねらいと特徴3 大学教育と学生の進路の多様性への配慮

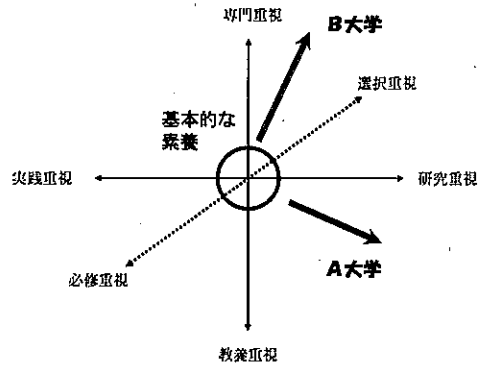
参照基準を作る際に考慮されねばならないこと

- ◆ 同一分野でも重点の置き方には多様性
→分野内の広がり・多様性を壊さないように
- ◆ 専門教育重視の大学と教養教育重視の大学
→各大学の自律性や独自の理念を阻害しないように
- ◆ 大学卒業生の進路の多様性
→学生にあった教育が展開できるように
- ◆ 社会全体に共有された分野別の要求能力概念の不在
→大学・大学関係者自らが、知の有用性を明確にする

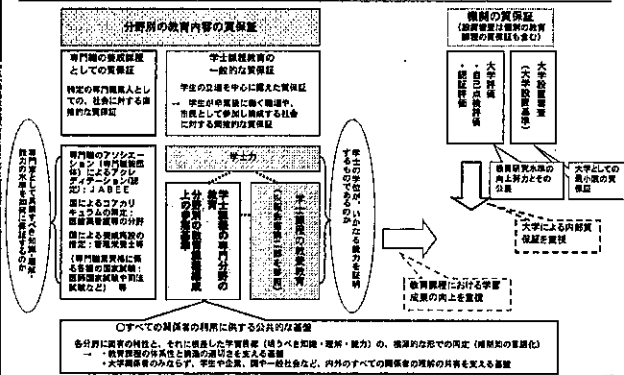
分野別参照基準のねらいと特徴4 各大学の自主性・自律性の尊重を前提とした活用



分野別参照基準のねらいと特徴5 大学の多様性に応じた参照基準の活用



分野別参照基準のねらいと特徴6 質保証に関する各種の枠組みの中で担う役割



分野別参照基準のねらいと特徴7 参照基準を活用して大学教育の質保証を

- ◆ 参照基準が企図するのは、中長期的な視点での各分野の教育内容の改善努力の方向付け
- ◆ 参照基準は、大学の教育改善を支援するツールであり、何かを判定するための評価基準ではないこと
- ◆ しかし、各大学の自主性・自律性を尊重しつつ、大きな挑戦を求めるものであること
※ 学生の側に立った学習成果の向上を中心に据えて、体系的が確保された教育課程の編成とその実施のために、すべての教員を巻き込んだ組織的な対応が必要
→内部での議論と合意
カリキュラムの改善と工夫
対外的な説明

ご静聴ありがとうございました。

第1報告・法学分野の参照基準案作成の基本的立場

河野正憲・法学分野の参照基準検討分科会委員長

2012/7/21シンポジウム

I. 基準案作成の審議経過

2011年3月 分科会設立・・・フリーディスカッションによる基本的合意の形成と基準案の作成

II. 基本的合意事項

1. わが国の法学教育の歴史と現状認識

・わが国における大学での法学教育の伝統と「法曹」養成の分離

「法的素養を有する人材」の育成・・・その多様な必要性

法曹教育の独自性

・法科大学院制度と学部における法学教育の意義

・大学のユニバーサル化・・・今日の問題

2. 大学における法学教育の問題点

・法学教育の目標の多様性

・教育内容の多様化との質の確保

3. 法学教育によって得られるもの

・法学教育で得られる素養の確認

4. 基本方針

・各大学における多様な法は学教育の尊重とその実効性確保の方策

・法的知識偏重でなく法学の基本的素養の確実な育成・・・様々な取組の可能性

日本学術会議
「これからの法学教育」
コメント
[2012年7月21日]

日本学術会議法学委員会副委員長
上智大学 小幡 純子

はじめに
「法学部」をとりまく環境について

大学の「法学部」をめぐる環境の変化
法科大学院創設が法学部に与えた影響
法学部に対する社会の評価



法学部の意義は? 魅力を発信する必要

法学分野の参照基準策定
の意義・目的

○大学法学部における教育のあり方
※法科大学院における教育の画一化
～教育内容についてのコアカリキュラム登場



○サービスの受け手としての法学部学生
ー適切な目標設定の必要性
○大学法学部への社会の期待に応える

大学における法学教育が養成
しようとしてきた人材

○ジェネラリストとして、広い視野に立っ
た大局的判断力を有する人材の育成

○その基礎になる「法的素養」の涵養



法学部の存在意義
～就職との関係

これからの法学部の役割

○わが国の法化社会化の進展
→法学の基本的教育を受けた者が、対話
の質を高め、問題を適切に処理していく上
で、重要な役割を果たす。
○「法科大学院の設置によっても、以上の
ようなわが国の法学教育の修得者に対する
需要に大きな変化はなく、むしろますます
増大」

法科大学院のあり方

主として「法廷活動」が念頭におかれる。

先進的な専門分野への果敢な取り組み、
グローバル化に伴って発生する様々な国
際的な問題に積極的に従事する法曹養成の
ための教育ないしそれらに発展し得る教育
が、必ずしも十分に行われているとはいえ
ない。???



今後の法科大学院のあり方の再検討

わが国の法学の動向

○法学以外の学問諸分野との強い連携と協働が要請される。

→法学教育にも反映されるべき。

○各隣接諸分野での法学者の活躍社会的にも期待されている。

7

法学の専門分化と大学教育

○専門教育における初期の段階での法学の全体に関するオリエンテーションの必要性

○法学部の専門的学科での法学専門教育のあり方

➡ 必修科目をどのように設定するか?

8

各大学の目標の明確化と課題

「法曹養成」

「法技術をマスターした非法曹やリーダー育成」

「法的市民育成」

○目標別のクラス編成?

法科大学院との関係は?

司法試験関連科目への集中?

○法曹以外の各種国家試験との関係

～適切な履修誘導の必要性和課題～

9

法学を学ぶすべての学生が身につけることを目指すべき基本的素養



ジェネリックスキルの中の

- 調整能力の向上
- 交渉力の向上
- 組織マネージメント能力
- 危機管理力・指導力の向上

← 社会からの期待

10

法学教育の方法—FD—

• 法学部における専門教育の基礎としての法学基礎教育

• 学生の立場からの「わかりやすさ」

「知的好奇心」

～学生の属性に応じた教育方法～

• 目標を明確に呈示し、明確なインセンティブの形成を支援

11

法科大学院時代の学部法学教育 をどう考えるか —参照基準案へのコメント—

一橋大学大学院法学研究科教授
松本恒雄

定期的に問い直される 法学教育の意義

- 非常に古くからある学問にもかかわらず、なぜ、
これほど頻繁に大学教育の意義が問われるのか
- 1980年代
 - 進学率の増、法学部増
 - 大規模講義の可能な社会科学系の増加の一環
- 1990年代
 - 大学院の重点化・大学院専修コース
- 2000年代
 - 法科大学院の発足
- 現在

「リーガルマインド」

- 一昔前の法学教育の合い言葉
 - ただし、人によって理解が違う
 - 今回の参照指標ではまったく出てこない
- 「ジェネラリストとして活躍するための基礎となる法的素養」
 - これは、リーガルマインドの言い換えか？
 - 本参照基準では、これが肯定されているのか、克服されようとしているのかやや不明
- リーガルマインドについての私見
 - クールな頭とホットな心

教養教育としての法学と法教育

- 法教育のみを特出しするのが適切か
 - 市民としての生きる力をつける教育（＝市民教育）の一部
 - 教養教育としての法学も同じ
- 隣接社会科学分野を学ぶ際の法学教育とは別

法科大学院開設前の教育と後の教育 (民法の例)

- 従来の民法教育
 - ある法、あるいは、あるべき法
 - 裁判官の視点=学者の視点=天の視点
- 法科大学院の民法教育
 - 当事者の視点の重視
 - そのためのあるべき法の追求
 - 当事者視点に適した教科書や教材は少ない

法科大学院後の学部法学教育 のあり方

- 法学教育の目標についての参照基準案の3分案
 - 法曹養成
 - 法技術をマスターした非法曹やリーダー育成
 - 法的市民育成
- 企業人育成はどこに入るのか? 2つめか?
- 「多様な特長を持った人材を社会に送り出す」(P17)という点に安住してよいのか
- ジェネリックスキル (P13) は法学教育特有か?

法学専門教育と法学教養教育の 区別の必要性

- 3つの法学教育
 - 法学専門教育
 - 法曹・準法曹養成の基礎過程
 - 企業人・組織人教育
 - 法律のみに特化しない方がよいのではないか
 - 市民教育としての法知識・法的思考方法
 - 教養教育
 - 法学部で行う必要があるのか
 - むしろ、市民のリーダー養成を目指す学部

2012年7月21日

日本学術会議公開シンポジウム「これからの法学教育」
コメント（レジュメ）

内藤 光博（専修大学法学部）

1. 法学部における法教育をめぐる現況

- ・ 法学部教育は、主として次の2つの要因からその意義と教育の目的が問われることとなった。

- (1) 法科大学院制度の新設（2004年） ⇒ 法曹教育の分離
- (2) 日本の大学のユニバーサル時代への突入（2009年）
⇒ 「学生の多様化」と「学力の二極分化」

2. 「揺らぎ」の中の法学部教育

- (1) 法学部における法教育の目的は何か？

⇒ 多様な学生に対応することのできる法学教育の必要性

個人の尊厳・人権思想を内面的に理解し、規範意識や法的倫理観を有する、法曹を目指す者（法科大学院進学希望者）、パラリーガル職を目指す者、公務員希望者、一般企業への就職という職業的指向を持つ学生だけでなく、生活者としての市民の育成。
⇒ 法学はもちろんのこと、より広い教養を修得していることが重要。

- (2) 初期導入教育の必要性

ユニバーサル化した大学教育の状況に対応するため、学力、意欲、目的意識などの点で多様化した学生に対して、とくに1年次には、大学での勉学のあり方を理解させ、専門科目への興味関心を喚起したうえで、引き続き行われる専門教育を順調に進めていけるために必要な基礎的能力と技能を高めるための初年次教育の強化・充実の推進が必要とされる。

3. 専修大学法学部における法学教育改革（2011年度カリキュラム改正）の事例

- (1) 初年次での法律専門科目履修の負担を軽減し、教養教育科目を含めた幅広い学習が可能なカリキュラムに改める。
- (2) 1年次前期には、ゼミナール形式の基礎導入科目を設置し、高校生から大学生への「転換教育」の充実を図る。⇒ 「基礎ゼミナール」（2単位選択必修）
- (3) 専門基本教育科目である「憲法」、「民法」、「刑法」に関しても、初年次では、その全体像を鳥瞰しつつ、法律学科生として最低限習得すべき基本的内容を理解させ、併せて具体的な問題と法との関わりを学生に身近に感じさせることで、2年次以降でのより体系的な学習へのインセンティブを高めるための「入門」的な科目を設置。⇒ 「法学の基礎」「憲法入門」「民法入門」「刑法入門」「民法総則」を1年次に配する（各2単位必修）
- (4) 学部4年間のゼミナールの設置

4. 課題と今後の展望

- (1) 法律専門科目と教養教育科目の有機的連携の必要性

より広い視野を持った人材を育成するために、教養教育科目と法律専門科目の有機的連携が必要。

⇒ たとえば、「国家と法」「環境と法」「家族と法」など、現実の問題を題材としながら、政治学・経済学・哲学をはじめ広く人文社会科学や自然科学との融合科目の設置が考えられる。

- (2) 各大学の法学教育に対する独自の目的を提示し、それを実行するためのカリキュラム改定が求められる。⇒ 「法学分野の参照基準」など法学教育における共通基準は有効。